

< 毒物劇物取扱責任者変更届（販売業・業務上取扱者）について >

毒物劇物取扱責任者を変更したときは、30日以内に届出を行ってください。

（毒物及び劇物取締法第7条第3項）

30日以上を経過した場合は、遅延理由書（任意様式）を提出してください。

毒物劇物取扱責任者の要件

➤ 資格

次の者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることはできません。

①薬剤師

②厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者

③都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

※ 農業用品目の合格者は農業用品目販売業の、特定品目の試験合格者は特定品目販売業の店舗においてのみ、取扱責任者になることができます。）

※ 派遣労働者を毒物劇物取扱責任者として雇用することはできません。

➤ 欠格条項

①18歳未満の者

②精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

④毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

1. 必要な書類

◎提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）

- ① 毒物劇物取扱責任者変更届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第9号様式）
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ③ 毒物劇物取扱責任者の診断書（所定様式有り）（※発行後3カ月以内のもの）
- ④ 毒物劇物取扱責任者の宣誓書（所定様式有り）
- ⑤ 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類（雇用関係証書）（所定様式有り）

2. 添付書類の省略について

薬局、医薬品販売業等の変更届を同時に提出する場合は、その旨を変更届の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。

< 備考欄の記載例 >

本届出に係る添付書類（〇〇）は、〇〇営業所（登録（許可）番号：第〇〇－〇〇号
登録（許可）年月日：〇〇年〇〇月〇〇日）の変更届に添付済み。

3. 毒物劇物取扱責任者変更届の記載上の留意点

① 業務の種別

- ・ 毒物劇物の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載してください。
- ・ 業務上取扱者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令第41条第1号（電気めっきを行う事業）、第2号（金属熱処理を行う事業）、第3号（毒物又は劇物の運送の事業）、第4号（しろありの防除を行う事業）の別を記載してください。

② 登録番号及び登録年月日

- ・ 登録票と照合し正確に記載してください。
- ・ 登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。
- ・ 業務上取扱者にあつては届出年月日を記載してください。

③ 製造所（営業所、店舗、事業場）の所在地及び名称

- ・ 登録票と照合し正確に記載してください。

④ 毒物劇物取扱責任者の資格

- ・ 法第8条第1項の第何号に該当するかを次の区分により記載してください。
法第8条第1項第1号・・・薬剤師
法第8条第1項第2号・・・応用化学等の卒業生
法第8条第1項第3号・・・知事の行う試験の合格者

⑤ 申請者の住所及び氏名

- ・ 住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載してください。
- ・ 氏名は、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された商号及び代表者の役職・代表者名を記載してください。

<記載例>〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

4. 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

① 法第8条第1項第1号（薬剤師）→薬剤師免許証の写し(原本持参)

② 法第8条第1項第2号（応用化学に関する学科を修了した者）

(ア) 大学で応用化学に関する学科を修了した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

<応用化学に関する学科>

(a) 薬学部

(b) 理学部・理工学部又は教育学部の化学科・理学科・生物化学科等

(c) 農学部・水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科、畜産化学科・食品化学科等

(d) 工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科・染色化学工学科等

(イ) 上記(c)以外で化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中28単位以上50%以上である学科を修了した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）及び単位修得証明書

(ウ) 高等専門学校において工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学科を修了した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

(エ) 専門課程を置く専修学校（専門学校）において、化学に関する科目を30単位以上修得し、応用化学に関する学科を修了した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（**原本持参**）及び単位修得証明書

(オ) 高等学校において化学に関する科目を30単位以上修得した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（**原本持参**）及び単位修得証明書

③ 法第8条第1項第3号（都道府県知事の行う試験の合格者）

→合格証の写し（**原本持参**）